

## 2 組織等の見直し

### (1) 組織機構の見直し

本市では、簡素で効率的な組織を目指し、平成 22 年度に都市計画部と都市整備部との統合、児童家庭部の新設、教育総務部の廃止など、複雑・多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応した行政サービスを提供するため、組織機構の見直しを進めてきた。

その後も係の統合を中心に組織のスリム化に取り組んできたが、大規模な見直しから 5 年が経過しており、今後、ますます変化の速度を増すと考えられる行政需要に対応していくためには、組織の抜本的見直しや組織を有効に機能させる体制の整備を図る必要がある。

また、27 年度から実施される教育委員会制度の改革への組織的な対応についても検討する必要がある。

なお、附属機関については、16 年度に整理合理化を図ったところであるが、長期間、委員委嘱をしていない附属機関も存することから、再度、検証する必要がある。

#### ① 組織の統廃合と組織体制の整備

行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合及び廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、組織が有効に機能するよう常に検証を進めていくこととする。27 年度において次の組織の分割、統廃合を行う。

- ・ 民生経済部を市民生活部と自然経済推進部に分割する。
- ・ 市民生活課を市民生活課と防災安全課に分割する。
- ・ 建築指導課を廃止し、建築確認申請業務は都市計画課へ、市営住宅及び営繕業務は総務部に設置する営繕課に移す。
- ・ 社会福祉課を生活支援課と障がい者支援課に分割する。
- ・ 高齢者福祉課を高齢者支援課と介護保険課に分割する。

- ・あさひセンターの組織を廃止する。(27年度に指定管理者制度を導入)
- ・男女共同参画課と人権施策推進課を統合し、人権・男女共同参画推進課とする。

また、教育委員会制度改革については、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するため、次の仕組みを構築することが重要である。

- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。
- ・総合教育会議の事務局は教育委員会事務局に置き、原案の作成等の協議題の調整を行う。
- ・総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議題は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。